

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)

第二十条 省 略

24 省 略

25 施行令第二十七条の四第二十五項第一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた事業年度の確定申告書等に当該各号の認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一 施行令第二十七条の四第二十四項第一号に掲げる試験研究 法第四十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、当該法人の各事業年度の同条第十九項第一号に規定する試験研究費の額（次号及び第三号において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用（当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十四項第一号に規定する契約又は協定において当該法人が負担することとされている費用に限る。）に係るものとして当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十四項第一号に規定する試験研究機関等（以下この号及び次号において「試験研究機関等」という。）の長若しくは当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関（次号において「行政機関」という。）に置かれる地方支分部局の長、同項第一号ロに掲げる国立研究開発法人の独立行政法人通則法第十四条第一項に規定する法人の長（次号において「国立研究開発法人の長」という。）、福島国際研究教育機構理事長又は国立健康危機管理研究機構理事長が認定した金額

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)

第二十条 同 上

24 同 上

25 同 上

一 施行令第二十七条の四第二十四項第一号に掲げる試験研究 法第四十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、当該法人の各事業年度の同条第十九項第一号に規定する試験研究費の額（次号及び第三号において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用（当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十四項第一号に規定する契約又は協定において当該法人が負担することとされている費用に限る。）に係るものとして当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十四項第一号に規定する試験研究機関等（以下この号及び次号において「試験研究機関等」という。）の長若しくは当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関（次号において「行政機関」という。）に置かれる地方支分部局の長、同項第一号ロに掲げる国立研究開発法人の独立行政法人通則法第十四条第一項に規定する法人の長（次号において「国立研究開発法人の長」という。）、又は福島国際研究教育機構理事長が認定した金額

二 施行令第二十七条の四第二十四項第七号に掲げる試験研究 法第四十二條の四第七項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該試験研究に係る同号に規定する契約又は協定において定められている金額を限度とする。）に係るものとして当該試験研究に係る試験研究機関等の長若しくは当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長、国立研究開発法人の長、福島国際研究教育機構理事長又は国立健康危機管理研究機構理事長が認定した金額

三 省 略

26
30 省 略

（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十条の三 施行令第二十七条の六第二項第二号に規定する財務省令で定める事業は、洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として病院、寄宿舎その他の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる事業とする。

2 次に掲げる事業は、施行令第二十七条の六第二項第二号に規定する主要な事業に該当するものとする。

一・二 省 略

3 省 略

4 施行令第二十七条の六第三項に規定する財務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

5 施行令第二十七条の六第三項に規定する財務省令で定めるソフトウェアは、次に掲げるものとする。

一・五 省 略

6 省 略

7 施行令第二十七条の六第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項に規定する財務省令で定めるところにより明らかにされた船舶は、法第四十二條の六第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に国土交通大臣の当該事項の届出があつた旨を証する書類の写しを添付することにより明らかにされた船舶とする。

二 施行令第二十七条の四第二十四項第七号に掲げる試験研究 法第四十二條の四第七項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該試験研究に係る同号に規定する契約又は協定において定められている金額を限度とする。）に係るものとして当該試験研究に係る試験研究機関等の長若しくは当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長、国立研究開発法人の長又は福島国際研究教育機構理事長が認定した金額

三 同 上

26
30 同 上

（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十条の三 施行令第二十七条の六第一項第二号に規定する財務省令で定める事業は、洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として病院、寄宿舎その他の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる事業とする。

2 次に掲げる事業は、施行令第二十七条の六第一項第二号に規定する主要な事業に該当するものとする。

一・二 同 上

3 同 上

4 施行令第二十七条の六第二項に規定する財務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

5 施行令第二十七条の六第二項に規定する財務省令で定めるソフトウェアは、次に掲げるものとする。

一・五 同 上

6 同 上

7 施行令第二十七条の六第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項に規定する財務省令で定めるところにより明らかにされた船舶は、法第四十二條の六第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に国土交通大臣の当該事項の届出があつた旨を証する書類の写しを添付することにより明らかにされた船舶とする。

一 その船舶に用いられた指定装置等（施行令第二十七条の六第四項に規定する指定装置等をいう。次号において同じ。）の内容

二 省 略

8 施行令第二十七条の六第七項に規定する財務省令で定める事業は、次に掲げる事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。）とする。

一 十二 省 略

（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特
別控除）

第二十条の四 施行令第二十七条の九第二項第一号に規定する一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存する施設として財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 省 略

二 沖縄振興特別措置法第六条第二項第三号に規定する観光関連施設のうち宿泊施設に附属する施設で、当該宿泊施設の利用者が主として利用するもの（次項第三号に規定する温泉保養施設並びに同項第四号に規定する会議場施設及び研修施設（これらの施設に専ら附属する施設として設置するものを含む。以下この号において「温泉保養施設等」という。）にあつては、当該温泉保養施設等の利用につきその利用料金を除き一般の利用客に当該宿泊施設の利用者と同じの条件で当該温泉保養施設等を利用させるものである旨が当該温泉保養施設等の利用に関する規程において明らかにされており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により容易にその旨の情報を取得することができるものを除く。）

2 施行令第二十七条の九第二項第一号に規定する観光関連施設の整備に著しく資する施設として財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める施設（当該施設に専ら附属する施設として設置するものを含む。）とする。

一・二 省 略

三 特定民間観光関連施設のうち休養施設 展望施設（高台等の自然の地形を利用して、峡谷、海岸、夜景等の景観を鑑賞させるための施設

一 その船舶に用いられた指定装置等（施行令第二十七条の六第三項に規定する指定装置等をいう。次号において同じ。）の内容

二 同 上

8 施行令第二十七条の六第六項に規定する財務省令で定める事業は、次に掲げる事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。）とする。

一 十二 同 上

（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特
別控除）

第二十条の四 同 上

一 同 上

二 沖縄振興特別措置法第六条第二項第三号に規定する観光関連施設のうち宿泊施設に附属する施設で、当該宿泊施設の利用者が主として利用するもの（次項第三号に規定する温泉保養施設及び国際健康管理・増進施設並びに同項第四号に規定する会議場施設及び研修施設（これらの施設に専ら附属する施設として設置するものを含む。以下この号において「温泉保養施設等」という。）にあつては、当該温泉保養施設等の利用につきその利用料金を除き一般の利用客に当該宿泊施設の利用者と同じの条件で当該温泉保養施設等を利用させるものである旨が当該温泉保養施設等の利用に関する規程において明らかにされており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により容易にその旨の情報を取得することができるものを除く。）

2 同 上

一・二 同 上

三 特定民間観光関連施設のうち休養施設 展望施設（高台等の自然の地形を利用して、峡谷、海岸、夜景等の景観を鑑賞させるための施設

で、展望台を備えたものをいう。）、温泉保養施設（温泉を利用して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設で、温泉浴場、健康相談室（医師、保健師又は看護師が配置されているものに限る。）及び休憩室を備えたものをいう。）及びスパ施設（浴場施設であつて、海水、海藻、海泥その他の海洋資源、沖縄振興特別措置法第三条第一号に規定する沖縄（以下この号において「沖縄」という。）の泥岩その他の堆積岩又は沖縄の農産物その他の植物の有する美容・瘦身効果その他の健康増進効果を利用し、マッサージその他手技又は機器を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行うための施設及び休憩室を備えたものをいう。）

四・五 省略

3 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第四欄に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子計算機（主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有するもののうち、処理語長が十六ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量（検査用ビットを除く。）が十六メガバイト以上の主記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時に設置する附属の出力装置（入力用キーボード、ディスプレイ、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限る。））、補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置（無線用のものを含む。）又は電源装置を含む。）

二・四 省略

4 〃 8 省略

で、展望台を備えたものをいう。）、温泉保養施設（温泉を利用して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設で、温泉浴場、健康相談室（医師、保健師又は看護師が配置されているものに限る。以下この号において同じ。）及び休憩室を備えたものをいう。）、スパ施設（浴場施設であつて、海水、海藻、海泥その他の海洋資源、沖縄振興特別措置法第三条第一号に規定する沖縄（以下この号において「沖縄」という。）の泥岩その他の堆積岩又は沖縄の農産物その他の植物の有する美容・瘦身効果その他の健康増進効果を利用し、マッサージその他手技又は機器を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行うための施設及び休憩室を備えたものをいう。）及び国際健康管理・増進施設（病院又は診療所と連携して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設（全国通訳案内士、沖縄県の区域に係る地域通訳案内士その他これらの者と同等以上の通訳に関する能力を有する者であつて、外国人観光旅客の施設の円滑な利用に資する知識を有する者が配置されているものに限る。）で、浴場又はプール、有酸素運動施設（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のための運動を行う施設をいう。）又はトレーニングルーム（室内において体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。）及び健康相談室を備えたものをいう。）

四・五 同上

3 同上

一 電子計算機（計数型の電子計算機（主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有するものに限る。）のうち、処理語長が十六ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量（検査用ビットを除く。）が十六メガバイト以上の主記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時に設置する附属の出力装置（入力用キーボード、ディスプレイ、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限る。））、補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置（無線用のものを含む。）又は電源装置を含む。）

二・四 同上

4 〃 8 同上

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

20 法第四十二条の十二の四第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項に規定する経営力向上に著しく資する設備等とする。

2 法第四十二条の十二の四第一項第二号に規定する経営の向上及び経営の規模の拡大に著しく資するものとして財務省令で定めるものは、中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項に規定する経営力向上及び経営の規模の拡大に著しく資する設備等とする。

3 法第四十二条の十二の四第一項に規定する中小企業者等（次項及び第五項において「中小企業者等」という。）が同条第一項第二号に掲げる減価償却資産（建物及びその附属設備に限る。）を事業の用に供した場合において、その事業の用に供した事業年度が当該減価償却資産に係る投資計画（中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項に規定する投資計画をいう。次項及び第五項第二号において同じ。）に記載された従業員の給与の支給額の増加に関する目標（以下この条において「給与支給額増加目標」という。）を達成した事業年度（当該給与支給額増加目標を達成したことにつき、第五項第二号に掲げる書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた事業年度に限る。）に該当しないときは、当該減価償却資産は法第四十二条の十二の四第一項第二号に規定する経営の向上及び経営の規模の拡大に著しく資するものとして財務省令で定めるものに該当しないものとする。

4 法第四十二条の十二の四第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、当該中小企業者等の同号に掲げる減価償却資産に係る投資計画に記載された給与支給額増加目標を達成するために必要不可欠な建物及びその附属設備で、当該中小企業者等の事業年度が給与支給額増加目標を達成し、かつ、給与の支給額が著しく増加した事業年度であることにつき、次項第二号に掲げる書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた事業年度において事業の用に供されたものとする。

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

20 法第四十二条の十二の四第一項に規定する財務省令で定めるものは、中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項に規定する経営力向上に著しく資する設備等とする。

2 施行令第二十七条の十二の四第四項に規定する財務省令で定める書類は、当該法人が受けた中小企業等経営強化法第十七条第一項の認定に係る経営力向上に関する命令第二条第一項の申請書（当該申請書に係る同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画につき同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同法第三条第一項の申請書を含む。以下この項において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に係る認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る認定書を含む。）の写しとする。

施行令第二十七条の十二の四第四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 法第四十二条の十二の四第一項第一号に掲げる減価償却資産 当該中小企業者等が受けた同項に規定する特定認定に係る経営力向上に関する命令第二条第一項の申請書（当該申請書に係る中小企業等経営強化法第十七条第一項に規定する経営力向上計画につき同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第三条第一項の申請書を含む。以下この号において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に係る認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る認定書を含む。）の写し
- 二 法第四十二条の十二の四第一項第二号に掲げる減価償却資産 次に掲げる書類

イ 前号に定める書類

ロ 当該中小企業者等が中小企業等経営強化法施行規則第十六条第四項の規定により経済産業大臣に報告した内容が確認できる書類（当該中小企業者等の法第四十二条の十二の四第一項第二号に掲げる減価償却資産に係る投資計画に記載された給与支給額増加目標及び当該給与支給額増加目標を達成したこと（同号ロに規定する経営力向上が確実に行われるために必要な建物及びその附属設備につき、同項又は同条第二項の規定の適用を受ける場合には、給与の支給額が著しく増加したことを含む。）が確認できるものに限る。）

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十条の十の二 施行令第二十七条の十二の六第二号に規定する財務省

令で定めるものは、次に掲げる減価償却資産とする。

- 一 三・六ギガヘルツを超え四・一ギガヘルツ以下又は四・五ギガヘルツを超え四・六ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線設備（次のいずれにも該当するものに限る。）

イ 令和六年三月三十一日以前に法第四十二条の十二の六第二項第一号に規定する条件不利地域以外の地域内において事業の用に供する無線設備にあつては、十六以上の空中線、位相器及び増幅器を用い

(生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十條の十の二

て一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術を有する無線装置を用いて無線通信を行うために用いられるものであること。

ロ 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則第二条第一号に規定する全国5Gシステム(同号イに掲げる設備を製造する事業者と同号ロ又はハに掲げる設備を製造する事業者とが異なる場合に限る。)を構成するものであること。

ハ 主として第五世代移动通信アクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十三号に規定する第五世代移动通信アクセスサービスをいう。)の用に供することを目的として設置された交換設備と一体として運用されるものであること。

ニ 二十七ギガヘルツを超え二十八・二ギガヘルツ以下又は二十九・一ギガヘルツを超え二十九・五ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線設備(前号ロ及びハに該当するものに限る。)

三 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則第二条第二号に規定するローカル5Gシステムの無線設備(陸上移動局(電波法施行規則第四条第一項第十二号に規定する陸上移動局をいう。次号において同じ。)の無線設備にあつては、通信モジュールに限る。)

四 専ら前号に掲げる無線設備(陸上移動局の無線設備を除く。)を用いて行う無線通信の業務の用に供され、当該無線設備と一体として運用される交換設備及び当該無線設備と当該交換設備との間の通信を行うために用いられる伝送路設備(光ファイバを用いたものに限る。)

2| 法第四十二条の十二の六第四項及び第五項に規定する財務省令で定める書類は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十四条第一項第六号に定める主務大臣の同法第二十八条の確認をしたことを証する書類の写しとする。

(事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十條の十の三 施行令第二十七条の十二の七第一項に規定する財務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

法第四十二条の十二の六第三項第一号に掲げる半導体の

の同号に規定する区分した枚数として財務省令で定めるところにより証明がされた数は、確認申請書（産業競争力強化法施行規則第十一条の二十第一項に規定する確認申請書をいう。以下この条において同じ。）の写し及び当該確認申請書に係る確認書（産業競争力強化法施行規則第十一条の二十第三項の確認書をいう。第三項及び第五項において同じ。）の写しを当該供用中年度（法第四十二条の十二の六第三項に規定する供用中年度をいう。第三項において同じ。）の確定申告書等に添付することにより証明がされた当該半導体の同号に規定する区分した枚数とする。

2| 前項の規定は、法第四十二条の十二の六第三項第二号に掲げる半導体の同号に規定する区分した枚数として財務省令で定めるところにより証明がされた数について準用する。

3| 法第四十二条の十二の六第三項に規定する財務省令で定める金額は、当該供用中年度の確認申請書（当該確認申請書に係る確認書が交付されているものに限る。）に記載された同項の規定の適用に係る半導体生産用資産等（同項に規定する半導体生産用資産及びこれとともに同項に規定する半導体を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産をいう。）に対して投資した金額の合計額とする。

4| 第一項の規定は、法第四十二条の十二の六第六項第一号に掲げる自動車の同号に規定する区分した台数として財務省令で定めるところにより証明がされた数、同項第二号に掲げる鉄鋼の同号に規定する区分した数値として財務省令で定めるところにより証明がされた数、同項第三号に掲げる基礎化学品の同号に規定する区分した数値として財務省令で定めるところにより証明がされた数及び同項第四号に掲げる燃料の同号に規定する区分した数値として財務省令で定めるところにより証明がされた数について準用する。この場合において、第一項中「第四十二条の十二の六第三項に」とあるのは、「第四十二条の十二の六第六項に」と読み替えるものとする。

2| 法第四十二条の十二の七第一項に規定する財務省令で定めるものは、主として同項に規定する産業試験研究の用に供される耐用年数省令別表第六の上欄に掲げるソフトウェア、機械及び装置並びに器具及び備品（機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

3| 法第四十二条の十二の七第七項第一号に掲げる半導体の同号に規定する区分した枚数として財務省令で定めるところにより証明がされた数は、確認申請書（産業競争力強化法施行規則第十一条の二十第一項に規定する確認申請書をいう。以下この条において同じ。）の写し及び当該確認申請書に係る確認書（産業競争力強化法施行規則第十一条の二十第三項の確認書をいう。第五項及び第七項において同じ。）の写しを当該供用中年度（法第四十二条の十二の七第七項に規定する供用中年度をいう。第五項において同じ。）の確定申告書等に添付することにより証明がされた当該半導体の同号に規定する区分した枚数とする。

4| 前項の規定は、法第四十二条の十二の七第七項第二号に掲げる半導体の同号に規定する区分した枚数として財務省令で定めるところにより証明がされた数について準用する。

5| 法第四十二条の十二の七第七項に規定する財務省令で定める金額は、当該供用中年度の確認申請書（当該確認申請書に係る確認書が交付されているものに限る。）に記載された同項の規定の適用に係る半導体生産用資産等（同項に規定する半導体生産用資産及びこれとともに同項に規定する半導体を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産をいう。）に対して投資した金額の合計額とする。

6| 第三項の規定は、法第四十二条の十二の七第十項第一号に掲げる自動車の同号に規定する区分した台数として財務省令で定めるところにより証明がされた数、同項第二号に掲げる鉄鋼の同号に規定する区分した数値として財務省令で定めるところにより証明がされた数、同項第三号に掲げる基礎化学品の同号に規定する区分した数値として財務省令で定めるところにより証明がされた数及び同項第四号に掲げる燃料の同号に規定する区分した数値として財務省令で定めるところにより証明がされた数について準用する。この場合において、第三項中「第四十二条の十二の七第七項に」とあるのは、「第四十二条の十二の七第十項に」と読み替えるものとする。

5| 法第四十二条の十二の六第六項に規定する財務省令で定める金額は、当該供用中年度（同項に規定する供用中年度をいう。）の確認申請書（当該確認申請書に係る確認書が交付されているものに限る。）に記載された同項の規定の適用に係る特定商品生産用資産等（同項に規定する特定商品生産用資産及びこれとともに同項に規定する特定産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産をいう。）に対して投資した金額の合計額とする。

6| 法第四十二条の十二の六第十項及び第十二項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項又は第二項の規定の適用に係る同条第一項に規定する生産工程効率化等設備が記載された産業競争力強化法施行規則第十一条の二第一項に規定する認定申請書（当該認定申請書に係る産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項に規定する事業適応計画につき同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十一条の四第一項に規定する変更認定申請書を含む。以下この項において「認定申請書等」という。）の写し及び当該認定申請書等に係る同令第十一条の三第一項の認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十一条の四第四項の変更の認定書を含む。）の写しとする。

7| 法第四十二条の十二の七第十項に規定する財務省令で定める金額は、当該供用中年度（同項に規定する供用中年度をいう。）の確認申請書（当該確認申請書に係る確認書が交付されているものに限る。）に記載された同項の規定の適用に係る特定商品生産用資産等（同項に規定する特定商品生産用資産及びこれとともに同項に規定する特定産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産をいう。）に対して投資した金額の合計額とする。

8| 法第四十二条の十二の七第十四項及び第十六項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第四十二条の十二の七第一項、第二項、第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合 その適用に係る同条第一項若しくは第四項に規定する情報技術事業適応設備又は同条第二項若しくは第五項に規定する事業適応繰延資産が記載された産業競争力強化法施行規則第十一条の二第一項に規定する認定申請書（当該認定申請書に係る産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項に規定する事業適応計画につき同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十一条の四第一項に規定する変更認定申請書を含む。以下この号及び次号において「認定申請書等」という。）の写し及び当該認定申請書等に係る同令第十一条の三第一項の認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十一条の四第四項の変更の認定書を含む。次号において「認定書等」と

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第二十條の十六 省 略

2・8 省 略

9| 施行令第二十八條の九第二十二項に規定する財務省令で定める事業は、前項第一号から第三号までに掲げる事業とする。

10| 省 略

(倉庫用建物等の割増償却)

第二十條の二十二 施行令第二十九條の三第一項第一号に規定する財務省

令で定める区域は、物資の流通の効率化に関する法律施行規則第二條第一項第一号イに掲げる高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺五キロメートルの区域とする。

2・3 省 略

(準備金方式による特別償却)

第二十條の二十三 法第五十二條の三第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五十二條の三第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする法人の名称、納税地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二條第十六項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。)並びに代表者の氏名

二・五 省 略

六 特別償却対象資産の耐用年数省令に定める耐用年数

七・八 省 略

いう。)の写し並びに当該認定申請書等に係る産業競争力強化法第二十一條の二十三第三項に規定する認定事業適応計画に従つて実施される同法第二十一條の二十第二項第一号に規定する情報技術事業適応に係る同法第十一條の十九第三項の確認書の写し

二| 法第四十二條の十二の七第三項又は第六項の規定の適用を受ける場合、その適用に係る同法第三項に規定する生産工程効率化等設備が記載された認定申請書等の写し及び当該認定申請書等に係る認定書等の写し

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第二十條の十六 同 上

2・8 同 上

9| 同 上

(倉庫用建物等の割増償却)

第二十條の二十二 施行令第二十九條の三第一項第一号に規定する財務省

令で定める区域は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第二條第一項第一号イに掲げる高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺五キロメートルの区域とする。

2・3 同 上

(準備金方式による特別償却)

第二十條の二十三 同 上

一 法第五十二條の三第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする法人の名称、納税地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二條第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。)並びに代表者の氏名

二・五 同 上

六 特別償却対象資産の法第五十二條の三第五項に規定する耐用年数等

七・八 同 上

(保険会社等の異常危険準備金)

第二十一条の十二 省略

2 省略

3 施行令第三十三条の二第十九項に規定する分割により移転することとなつた保険契約に係る異常危険準備金の金額として財務省令で定めるところにより計算した金額は、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第百五条の六第四項に規定する金融庁長官が定める算出の方法により当該移転することとなつた保険契約に係る法第五十七条の五第六項に規定する異常危険準備金の金額を計算した金額とする。

(対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例)

第二十一条の十七 省略

2 省略

3 前項の規定により区分された対外船舶運航事業等による収益の額等は、次の各号に掲げる収益の額等の区分に応じ当該各号に定めるところにより施行令第三十五条の二第一項に規定する日本船舶外航事業（以下この項において「日本船舶外航事業」という。）による収益の額等と日本船舶外航事業以外の対外船舶運航事業等（以下この項において「その他外航事業」という。）による収益の額等とに区分する。

一 前項第一号に定めるところにより区分された対外船舶運航事業等による収益の額 次に掲げる収益の額の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより区分する。

イ 運賃の額及びその他海運業収益の額 日本船舶外航事業による収益の額とその他外航事業による収益の額とにこれらの事業の用に供した船舶（貸渡し（海上運送法第二条第十項の定期傭船を含む。以下この号及び次号イにおいて同じ。）をした船舶を除く。）の稼働延べトン数（船舶の施行令第三十五条の二第三項に規定する純トン数に、日本船舶外航事業の用に供する船舶にあつては同条第二項に規定する稼働日数を、その他外航事業の用に供する船舶にあつてはその他外航事業の用に供した日数を、それぞれ乗じたものをいう。以下この項において同じ。）に応じて按分する。

ロ 省略

(保険会社等の異常危険準備金)

第二十一条の十二 同上

2 同上

3 施行令第三十三条の二第十八項に規定する分割により移転することとなつた保険契約に係る異常危険準備金の金額として財務省令で定めるところにより計算した金額は、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第百五条の六第四項に規定する金融庁長官が定める算出の方法により当該移転することとなつた保険契約に係る法第五十七条の五第六項に規定する異常危険準備金の金額を計算した金額とする。

(対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例)

第二十一条の十七 同上

2 同上

3 同上

一同上

イ 運賃の額及びその他海運業収益の額 日本船舶外航事業による収益の額とその他外航事業による収益の額とにこれらの事業の用に供した船舶（貸渡し（海上運送法第二条第七項の定期傭船を含む。以下この号及び次号イにおいて同じ。）をした船舶を除く。）の稼働延べトン数（船舶の施行令第三十五条の二第三項に規定する純トン数に、日本船舶外航事業の用に供する船舶にあつては同条第二項に規定する稼働日数を、その他外航事業の用に供する船舶にあつてはその他外航事業の用に供した日数を、それぞれ乗じたものをいう。以下この項において同じ。）に応じて按分する。

ロ 同上

二 前項第二号に定めるところにより区分された対外船舶運航事業等に直接要する費用の額 次に掲げる運航費等の額の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより区分する。

イ・ロ 省 略

ハ 借船料の額 日本船舶外航事業に要する費用の額とその他外航事業に要する費用の額とに借受け（海上運送法第二条第十項の定期備船を含む。）をした船舶を用いた事業に応じて区分する。

三 七 省 略

4 5 6 省 略

（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）

第二十一条の十七の二 施行令第三十五条の三第一項に規定する財務省令で定める研究開発は、同項の特定特許権等に係る産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令（令和七年経済産業省令第十八号）第四条第一項第一号ロ又は第二号ロの研究開発とする。

2 施行令第三十五条の三第二項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる特許権譲渡等取引（当該特許権譲渡等取引に係る特定特許権等（法第五十九条の三第二項第二号に規定する特定特許権等をいう。第一号及び第二号において同じ。）が他の特許権譲渡等取引（施行令第三十五条の三第二項第二号に規定する他の特許権譲渡等取引をいう。第一号及び第二号において同じ。）に係るものに該当する場合における当該特許権譲渡等取引に限る。）に係る次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額その他の合理的な方法により計算した金額とする。

一 施行令第三十五条の三第二項第二号イからハまでに掲げる額（同号ハに掲げる額のうち当該特許権譲渡等取引又は当該特定特許権等に係る他の特許権譲渡等取引に伴い支払う費用の額を除く。）として当該対象事業年度（法第五十九条の三第一項に規定する対象事業年度をいう。以下この条において同じ。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額 当該金額に取引数（当該特許権譲渡等取引及び当該特定特許権等に係る他の特許権譲渡等取引の数をいう。以下この号において同じ。）から一を控除した数が取引数のうちに占める割合を乗じ

二 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 借船料の額 日本船舶外航事業に要する費用の額とその他外航事業に要する費用の額とに借受け（海上運送法第二条第七項の定期備船を含む。）をした船舶を用いた事業に応じて区分する。

三 七 同 上

4 5 6 同 上

て計算した金額

二 施行令第三十五条の三第二項第二号ハからトまでに掲げる額として当該対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（前号に掲げる金額を除く。以下この号において「損金算入額」という。）
当該損金算入額にイに掲げる金額がイ及びロに掲げる金額の合計額のうちに占める割合（当該合計額が零である場合には、前号に規定する割合）を乗じて計算した金額（同項第二号ハに掲げる額のうち当該特定特許権等に係る他の特許権譲渡等取引のみに伴い支払う費用の額にあつては、当該損金算入額）

イ 当該特定特許権等に係る他の特許権譲渡等取引（当該他の特許権譲渡等取引に関して施行令第三十五条の三第二項第二号ハの費用、同号ニ若しくはホの使用料、同号への保険料又は同号トの費用が生じたものに限る。）に係る収益の額として当該対象事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額の合計額

ロ 当該特許権譲渡等取引に係る収益の額として当該対象事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額

3 |

施行令第三十五条の三第二項に規定する財務省令で定める金額は、当該法人の当該対象事業年度前の各事業年度（当該対象事業年度開始の日前に開始し、かつ、法第五十九条の三第一項の規定の適用を受けた事業年度のうちその終了の日が最も遅い事業年度後の各事業年度に限る。以下この項及び第五項において「不適用事業年度」という。）に係る控除対象繰越損失額（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額が零に満たないときのその満たない部分の金額をいう。）
に、当該法人の当該特許権譲渡等取引（施行令第三十五条の三第二項の当該対象事業年度において行つた特許権譲渡等取引をいう。以下この項及び次項第一号において同じ。）に係る法第五十九条の三第一項第一号イ(3)に掲げる金額に対する当該対象特許権譲渡等取引に係る同号イ(2)に掲げる金額の割合（当該対象特許権譲渡等取引に係る同号イ(3)に掲げる金額が零である場合には、零）を乗じて計算した金額とする。

一 当該不適用事業年度において法第五十九条の三第一項第一号イに掲げる場合に該当する場合 当該法人が当該不適用事業年度において行つた同号イに規定する特許権譲渡等取引（以下この条において「特許権譲渡等取引」という。）ごとに、当該特許権譲渡等取引に係る特許

権譲渡等損益額（特許権譲渡等取引に係る収益の額としてその事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額から施行令第三十五条の三第二項各号に掲げる当該特許権譲渡等取引の区分に応じ当該各号に定める金額を減算した金額をいう。以下この条において同じ。）に当該不適用事業年度における当該特許権譲渡等取引に係る法第五十九条の三第一項第一号イに規定する割合を乗じて計算した金額を合計した金額

4| 二 当該不適用事業年度において法第五十九条の三第一項第一号ロに掲げる場合に該当する場合 当該法人が当該不適用事業年度において行った各特許権譲渡等取引に係る特許権譲渡等損益額の合計額に当該不適用事業年度における同号ロに規定する割合を乗じて計算した金額
施行令第三十五条の三第二項に規定する財務省令で定める割合は、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうちに占める割合とする。

一 当該対象特許権譲渡等取引に係る特許権譲渡等損益額に当該対象特許権譲渡等取引に係る法第五十九条の三第一項第一号イに規定する割合を乗じて計算した金額（当該金額が零に満たない場合には、零）
二 当該法人が当該対象事業年度において行った特許権譲渡等取引ごとに、当該特許権譲渡等取引に係る特許権譲渡等損益額に当該特許権譲渡等取引に係る法第五十九条の三第一項第一号イに規定する割合を乗じて計算した金額（当該金額が零に満たない場合には、零）を合計した金額

5| 施行令第三十五条の三第三項に規定する財務省令で定める金額は、不適用事業年度ごとに、当該法人が当該不適用事業年度において行った各特許権譲渡等取引に係る特許権譲渡等損益額の合計額に当該不適用事業年度における法第五十九条の三第一項第一号ロに規定する割合を乗じて計算した金額を合計した金額が零に満たないときのその満たない部分の金額に、当該対象事業年度における同号ロ(3)に掲げる金額に対する当該対象事業年度における同号ロ(2)に掲げる金額の割合（当該対象事業年度における同号ロ(3)に掲げる金額が零である場合には、零）を乗じて計算した金額とする。

6| 施行令第三十五条の三第三項に規定する財務省令で定める割合は、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうちに占める割合とする。
一 当該法人の施行令第三十五条の三第三項の当該対象事業年度におい

て行つた特許権譲渡等取引に係る特許権譲渡等損益額（当該特許権譲渡等損益額が零に満たない場合には、零）

7 | 二 当該法人が当該対象事業年度において行つた各特許権譲渡等取引に係る特許権譲渡等損益額（当該特許権譲渡等損益額が零に満たない場合には、零）の合計額

7 | 法第五十九条の三第二項第二号に規定する財務省令で定めるものは、産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用状況に関する調査に関する省令第二条第一項第一号イに掲げる特許権（同項第三号に該当するものに限る。）及び同項第一号ロに掲げる著作物（同項第二号及び第三号に該当するものに限る。）とする。

8 | 施行令第三十五条の三第九項に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、当該法人がその事業の用に供した資産のうち研究開発（法第五十九条の三第二項第三号に規定する研究開発をいう。以下この項において同じ。）の用に供するもの（研究開発の用に供しない部分がある資産に限る。第一号において「併用資産」という。）の施行令第三十五条の三第九項に規定する取得価額に、同号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 当該法人の当該併用資産を事業の用に供した日を含む事業年度における当該併用資産の償却費として損金経理をした金額

二 前号に掲げる金額のうち研究開発費として損金経理をした金額

9 | 法第五十九条の三第二項第五号ロに規定する財務省令で定めるものは、当事者の一方が法律行為をすることその他の事務を相手方に委託する契約又は協定（第一号から第三号までに掲げる要件の全てを満たすもの及び第四号又は第五号に掲げる要件を満たすものを除く。）とする。

一 当該事務を履行することに対する報酬を支払うこととされていないこと（当該報酬の支払に係る債務（当該事務を処理するのに必要と認められる費用の弁償に係る債務を含む。）がその契約若しくは協定に基づく他の報酬又はその契約若しくは協定に基づき引き渡す物品の対価の支払に係る債務と区分されていないことを含む。）。

二 当該事務の履行により得られる成果に対する報酬、仕事の結果に対する報酬又は物品の引渡ししの対価を支払うこととされていること。

三 当該事務に着手する時において当該事務の履行により得られる成果の内容が具体的に特定できていること（当該成果を得ること、仕事を

完成すること又は物品を引き渡すことを主たる目的としている場合を含む。）。

四 その委託の終了後における当該事務の経過及び結果の報告を要しないこととされていること。

五 当該事務を履行することに対する報酬の支払及び当該事務を処理するのに必要と認められる費用の弁償を要しないこととされていること。

10 法第五十九条の三第七項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第五十九条の三第七項に規定する特許権譲受等取引（以下この項及び第十二項において「特許権譲受等取引」という。）の内容を記載した書類として次に掲げる書類

イ 当該特許権譲受等取引に係る資産の明細を記載した書類

ロ 当該特許権譲受等取引において法第五十九条の三第七項の法人及び当該法人に係る関連者（同条第二項第一号に規定する関連者をいう。以下この項及び第十八項において同じ。）が果たす機能並びに当該特許権譲受等取引において当該法人及び当該関連者が負担するリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該特許権譲受等取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。ロにおいて同じ。）に係る事項（当該法人又は当該関連者の事業再編（合併、分割、事業の譲渡、事業上の重要な資産の譲渡その他の事由による事業の構造の変更をいう。ロにおいて同じ。）により当該特許権譲受等取引において当該法人若しくは当該関連者が果たす機能又は当該特許権譲受等取引において当該法人若しくは当該関連者が負担するリスクに変更があつた場合には、その事業再編の内容並びにその機能及びリスクの変更の内容を含む。）を記載した書類

ハ 当該特許権譲受等取引に係る法第五十九条の三第二項第二号に規定する適格特許権等（第三号において「適格特許権等」という。）の内容を記載した書類

ニ 当該特許権譲受等取引に係る契約書又は契約の内容を記載した書類

ホ 法第五十九条の三第七項の法人が、当該特許権譲受等取引において当該法人に係る関連者に支払う対価の額の明細、当該対価の額の

設定の方法及び当該設定に係る交渉の内容を記載した書類

ヘ 法第五十九条の三第七項の法人及び当該法人に係る関連者の当該特許権譲受等取引に係る損益の明細並びに当該損益の額の計算の過程を記載した書類

ト 当該特許権譲受等取引に係る市場に関する分析（当該市場の特性が当該特許権譲受等取引に係る対価の額又は損益の額に与える影響に関する分析を含む。）その他当該市場に関する事項を記載した書類

チ 法第五十九条の三第七項の法人及び当該法人に係る関連者の事業の内容、事業の方針及び組織の系統を記載した書類

リ 当該特許権譲受等取引と密接に関連する他の取引の有無及びその取引の内容並びにその取引が当該特許権譲受等取引と密接に関連する事情を記載した書類

二 法第五十九条の三第七項の法人が特許権譲受等取引に係る独立企業間価格（同条第四項に規定する独立企業間価格をいう。以下この条において同じ。）を算定するための書類として次に掲げる書類

イ 法第五十九条の三第五項の規定により法第六十六条の四第二項に規定する方法に準じて独立企業間価格を算定する場合における当該法人が選定した同項に規定する算定の方法、その選定に係る重要な前提条件及びその選定の理由を記載した書類その他当該法人が独立企業間価格を算定するに当たり作成した書類（ロに掲げる書類を除く。）

ロ 第二十二条の十第六項第二号ロからトまでに掲げる書類に準ずる書類

三 法第五十九条の三第七項の法人に係る関連者において生じた同条第二項第四号に規定する研究開発費の額（第十二項において「研究開発費の額」という。）で当該法人が当該関連者との間で行った特許権譲受等取引に係る適格特許権等に係る産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用に関する調査に関する省令第四条第一項第一号ロ又は第二号ロの研究開発に係るものの明細を記載した書類（前二号に掲げる書類を除く。）

11| 法第五十九条の三第七項の法人は、前項各号に掲げる書類を整理し、起算日から満了日までの間、当該書類を納税地又は当該法人の国内の事

務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下この項において「納税地等」という。）に保存しなければならない。この場合において、当該書類のうち納税地等に保存することを困難とする相当の理由があると認められるものについては、当該書類の写しを納税地等に保存していることをもつて当該書類を納税地等に保存しているものとみなす。

- 12| 前項に規定する起算日とは、法第五十九条の三第七項の規定により第十項各号に掲げる書類を作成し、又は取得すべきこととされる事業年度の法人税法第七十四条第一項又は第四百四条の六第一項若しくは第二項の規定による申告書（以下この項において「期限内申告書」という。）の提出期限の翌日をいい、前項に規定する満了日とは、特許権譲受等取引によつて生じた研究開発費の額が特許権譲渡等取引に係る法第五十九条の三第一項第一号イ(2)に掲げる金額（当該特許権譲渡等取引を行った事業年度において同号ロに掲げる場合に該当する場合には、同号ロ(2)に掲げる金額）を構成する場合における当該特許権譲渡等取引を行った事業年度のうち最後の事業年度の期限内申告書の提出期限の翌日から起算して七年を経過する日をいう。

- 13| 法第五十九条の三第九項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類は、第十項各号に掲げる書類に記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、同項各号に掲げる書類に記載された内容に関連する事項を記載した書類その他同条第九項に規定する同時文書化対象特許権譲受等取引に係る独立企業間価格（同条第十四項において準用する法第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定する場合に重要と認められる書類とする。

- 14| 法第五十九条の三第十項に規定する財務省令で定める書類は、第十項各号に掲げる書類に相当する書類、同項各号に掲げる書類に相当する書類に記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、同項各号に掲げる書類に相当する書類に記載された内容に関連する事項を記載した書類その他同条第十項に規定する同時文書化免除特許権譲受等取引に係る独立企業間価格（同条第十四項において準用する法第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定する場合に重要と認められる書類とする。

- 15| 第二十二条の十第十項の規定は、法第五十九条の三第十四項において

準用する法第六十六条の四第九項第一号に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第二十二条の十第十項中「の特定無形資産国外関連取引」とあるのは「の特定特許権譲受等取引」と、同項第一号中「特定無形資産国外関連取引に係る」とあるのは「特定特許権譲受等取引に係る施行令第三十五条の三第二十項において準用する」と、同項第二号中「特定無形資産国外関連取引」とあるのは「特定特許権譲受等取引」と、「事項」とあるのは「事項（当該特定特許権譲受等取引が法第五十九条の三第七項に規定する特許権譲受等取引に該当する場合にあつては、第二十一条の十七の二第十項第一号ロに規定するリスクに係る事項）」と、同項第三号中「特定無形資産国外関連取引」とあるのは「特定特許権譲受等取引」と読み替えるものとする。

16]

法第五十九条の三第十四項において準用する法第六十六条の四第十二項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる同時文書化対象特許権譲受等取引（法第五十九条の三第十四項において読み替えて準用する法第六十六条の四第十一項に規定する同時文書化対象特許権譲受等取引をいう。第一号及び第二号において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 国外関連取引（法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。次項第一号において同じ。）に該当する同時文書化対象特許権譲受等取引 同条第十二項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類

二 前号に掲げるものの以外の同時文書化対象特許権譲受等取引 法第五十九条の三第九項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類

17]

法第五十九条の三第十四項において準用する法第六十六条の四第十四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる同時文書化免除特許権譲受等取引（同項に規定する同時文書化免除特許権譲受等取引をいう。第一号及び第二号において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 国外関連取引に該当する同時文書化免除特許権譲受等取引 法第六十六条の四第十四項に規定する財務省令で定める書類

二 前号に掲げるものの以外の同時文書化免除特許権譲受等取引 法第五

18

十九条の三十項に規定する財務省令で定める書類

法第五十九条の三十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該法人との間で法第五十九条の三第一項の規定により当該事業年度において損金の額に算入される金額の計算の基礎となつた特許権譲受等取引（同条第二項第五号イに規定する特許権譲受等取引をいう。）を行う者が当該法人に係る関連者（同条第六項の規定の適用がある場合における同項に規定する非関連者を含む。以下この項において同じ。）に該当する事情

二 当該法人の前号の特許権譲受等取引を行つた事業年度終了の時ににおける当該法人に係る関連者の資本金の額又は出資金の額及び従業員の数並びに当該関連者の営む主たる事業の内容

三 前号の事業年度終了の日以前の同日に最も近い日に終了する当該法人に係る関連者の事業年度の営業収益、営業費用、営業利益、税引前当期利益及び利益剰余金の額

四 当該法人が第一号の特許権譲受等取引に伴つて当該法人に係る関連者に支払う対価の額の当該特許権譲受等取引を行つた事業年度別及び取引種類別の総額

五 法第六十六条の四第二項（法第五十九条の三第五項の規定により準じて算定する場合を含む。）に規定する算定の方法のうち、前号に規定する対価の額に係る独立企業間価格につき当該法人が選定した算定の方法（一の取引種類につきその選定した算定の方法が二以上ある場合には、そのうち主たる算定の方法）

六 第四号に規定する対価の額に係る独立企業間価格の算定の方法について当該法人の納税地を所轄する国税局長若しくは税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の権限ある当局による確認の有無

七 その他参考となるべき事項

19

法第五十九条の三十五項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第五十九条の三第一項の規定の適用を受けようとする事業年度（第三項に規定する不適用事業年度を含む。次号において「適用事業年度等」という。）の産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用状況に関する調査に関する省令第五条第一項の規定による

経済産業大臣の証明に係る書類

二 特許権譲渡等所得減少規定（次に掲げる規定のうち法第五十九条の三第一項第一号イ(1)に掲げる金額（当該適用事業年度等において同号ロに掲げる場合に該当する場合には、同号ロ(1)に掲げる金額）を減少させるものをいう。）のうち適用事業年度等において適用を受けた規定の条項を記載した書類

イ 法第三章の規定（所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第四十条の規定その他これに類する規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の法第三章の規定及び所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。ロにおいて「令和三年改正法」という。）附則第五十条第八項の規定その他これに類する規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の法第三章の規定を含む。）

ロ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（ロにおいて「震災特例法」という。）第三章の規定（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第六十条の規定その他これに類する規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の震災特例法第三章の規定及び令和三年改正法附則第二百二条の規定その他これに類する規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の震災特例法第三章の規定を含む。）

（沖縄の認定法人の課税の特例）

第二十一条の十七の三 省 略

2 5 省 略

（農業経営基盤強化準備金）

第二十一条の十八の二 省 略

2 省 略

3 施行令第三十七条の二第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、法第六十一条の二第一項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、農林水産大臣の同項に規定する認定計画に記載された農用地等（施行令第三十七条の二第一項に規定する農用地等をいう。）の取得に充てるための金額である旨を証する書類又

（沖縄の認定法人の課税の特例）

第二十一条の十七の二 同 上

2 5 同 上

（農業経営基盤強化準備金）

第二十一条の十八の二 同 上

2 同 上

3 施行令第三十七条の二第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、法第六十一条の二第一項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、農林水産大臣の同項に規定する認定計画に記載された農用地等（施行令第三十七条の二第一項に規定する農用地等をいう。）の取得に充てるための金額である旨を証する書類を

はその写しを添付することにより証明がされたものとする。

（農用地等を取得した場合の課税の特例）

第二十一条の十八の三 省 略

2 施行令第三十七条の三第三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、法第六十一条の三第一項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、農林水産大臣の同項第一号ロに規定する交付金等の額のうち法第六十一条の二第一項の農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額である旨を証する書類又はその写しを添付することにより証明がされたものとする。

3 法第六十一条の三第二項に規定する財務省令で定める書類は、農林水産大臣の同条第一項に規定する認定計画の定めるところにより取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する農用地等である旨を証する書類又はその写しとする。

（国外関連者との取引に係る課税の特例）

第二十二条の十 省 略

2 5 省 略

6 法第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引（以下この項及び第十四項第一号において「国外関連取引」という。）の内容を記載した書類として次に掲げる書類

イ 省 略

ロ 当該国外関連取引において法第六十六条の四第一項の法人及び当該法人に係る国外関連者（同項に規定する国外関連者をいう。以下この項及び第十四項第一号において同じ。）が果たす機能並びに当該国外関連取引において当該法人及び当該国外関連者が負担するリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該国外関連取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。ロにおいて同じ。）に係る事項（当該法人又は当該国外関連者の事業再編（合併、分割、事業の譲渡、事業上の重要な資産の譲渡その他の事由による事業の構造の変更をいう。ロ

添付することにより証明がされたものとする。

（農用地等を取得した場合の課税の特例）

第二十一条の十八の三 同 上

2 施行令第三十七条の三第三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、法第六十一条の三第一項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、農林水産大臣の同項第一号ロに規定する交付金等の額のうち法第六十一条の二第一項の農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額である旨を証する書類を添付することにより証明がされたものとする。

3 法第六十一条の三第二項に規定する財務省令で定める書類は、農林水産大臣の同条第一項に規定する認定計画の定めるところにより取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する農用地等である旨を証する書類とする。

（国外関連者との取引に係る課税の特例）

第二十二条の十 同 上

2 5 同 上

6 同 上

一 法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引（以下この項において「国外関連取引」という。）の内容を記載した書類として次に掲げる書類

イ 同 上

ロ 当該国外関連取引において法第六十六条の四第一項の法人及び当該法人に係る国外関連者（同項に規定する国外関連者をいう。以下この項において同じ。）が果たす機能並びに当該国外関連取引において当該法人及び当該国外関連者が負担するリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該国外関連取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。ロにおいて同じ。）に係る事項（当該法人又は当該国外関連者の事業再編（合併、分割、事業の譲渡、事業上の重要な資産の譲渡その他の事由による事業の構造の変更をいう。ロにおいて同じ。）に

において同じ。）により当該国外関連取引において当該法人若しくは当該国外関連者が果たす機能又は当該国外関連取引において当該法人若しくは当該国外関連者が負担するリスクに変更があつた場合には、その事業再編の内容並びにその機能及びリスクの変更の内容を含む。）を記載した書類

ハ リ 省 略

二 省 略

7
3 省 略

14 法第六十六条の四第一項の法人が法第五十九条の三第一項の規定の適用を受けようとする法人である場合における法第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定める書類及びその保存については、次に定めるところによる。

一 法第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定める書類には、当該法人に係る国外関連者において生じた法第五十九条の三第二項第四号に規定する研究開発費の額で当該法人が当該国外関連者との間で行つた国外関連取引（同項第五号イに規定する特許権譲受等取引に該当するものに限る。）に係る同項第二号に規定する適格特許権等に係る産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用状況に関する調査に関する省令第四条第一項第一号ロ又は第二号ロの研究開発に係るものの明細を記載した書類（第六項各号に掲げる書類を除く。）を含むものとする。

二 当該法人は、第七項の規定にかかわらず、前号の国外関連取引に係る法第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定める書類を整理し、第八項に規定する起算日から次に掲げる日のいずれか遅い日までの間、当該書類を第七項に規定する納税地等に保存しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

イ 当該国外関連取引を第二十一条の十七の二第十二項の特許権譲受等取引とみなした場合における同項に規定する満了日

ロ 当該起算日から起算して七年（欠損金額が生じた事業年度に係る当該書類にあつては、十年）を経過する日

（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）

第二十二條の十一 省 略

より当該国外関連取引において当該法人若しくは当該国外関連者が果たす機能又は当該国外関連取引において当該法人若しくは当該国外関連者が負担するリスクに変更があつた場合には、その事業再編の内容並びにその機能及びリスクの変更の内容を含む。）を記載した書類

ハ リ 同 上

二 同 上

7
3 同 上

（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）

第二十二條の十一 同 上

2
47 省 略

48 法第六十六条の六第十一項に規定する財務省令で定める書類は、同項各号に掲げる外国関係会社（第五号において「添付対象外国関係会社」という。）に係る次に掲げる書類その他参考となるべき事項を記載した書類（これらの書類が電磁的記録で作成され、又はこれらの書類の作成に代えてこれらの書類に記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

一 省 略

二 本店所在地国の法人所得税（施行令第三十九条の十五第一項第二号に規定する法人所得税をいう。以下この号及び次号において同じ。）

（外国における各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。以下この号において同じ。）の国際最低課税額に對する法人税、各対象会計年度の国際最低課税残余额に對する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に對する法人税に相当する税を除く。以下この号において同じ。）に關する法令（当該法人所得税に關する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる法人所得税に關する法令）により課される税に關する申告書で各事業年度に係るもの

三 五 省 略

49
50 省 略

51 前項に規定する起算日とは、同項の添付不要部分対象外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から四月を経過する日を含む各事業年度の法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限の翌日をいう。

52

第四十八項及び第四十九項の規定は、法第六十六条の六第十二項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第四十八項中「同項各号に掲げる外国関係会社」とあるのは「同条第十一項第一号に規定する添付不要部分対象外国関係会社」と、「添付対象外国関係会社」とあるのは「「添付不要部分対象外国関係会社」と、同項第五号中「第六十六条の六第十一項」とあるのは「第六十六条の六第

2
47 同 上

48 法第六十六条の六第十一項に規定する財務省令で定める書類は、同項各号に掲げる外国関係会社（第七号において「添付対象外国関係会社」という。）に係る次に掲げる書類その他参考となるべき事項を記載した書類（これらの書類が電磁的記録で作成され、又はこれらの書類の作成に代えてこれらの書類に記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

一 同 上

二 各事業年度の株主資本等変動計算書、損益金の処分に關する計算書その他これらに準ずるもの

三 第一号に掲げるものに係る勘定科目内説明細書

四 本店所在地国の法人所得税（施行令第三十九条の十五第一項第二号に規定する法人所得税をいう。以下この号及び次号において同じ。）

（外国における各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額に對する法人税に相當する税、法人税法施行令第一百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税を除く。以下この号において同じ。）に關する法令（当該法人所得税に關する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる法人所得税に關する法令）により課される税に關する申告書で各事業年度に係るもの

五 七 同 上

49
50 同 上

51 前項に規定する起算日とは、同項の添付不要部分対象外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各事業年度の法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限の翌日をいう。

52

第四十八項及び第四十九項の規定は、法第六十六条の六第十二項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第四十八項中「同項各号に掲げる外国関係会社」とあるのは「同条第十一項第一号に規定する添付不要部分対象外国関係会社」と、「添付対象外国関係会社」とあるのは「「添付不要部分対象外国関係会社」と、同項第七号中「第六十六条の六第十一項」とあるのは「第六十六条の六第

十二項」と、「添付対象外国関係会社」とあるのは「添付不要部分対象外国関係会社」と読み替えるものとする。

（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）

第二十二條の十一の三 省 略

25 13 省 略

14 法第六十六條の九の二第十一項に規定する財務省令で定める書類は、同項各号に掲げる外国関係法人（以下この項において「添付対象外国関係法人」という。）に係る次に掲げる書類その他参考となるべき事項を記載した書類（これらの書類が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）で作成され、又はこれらの書類の作成に代えてこれらの書類に記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

一 省 略

二 添付対象外国関係法人の本店所在地国の法人所得税（施行令第三十九條の十五第一項第二号に規定する法人所得税をいう。以下この号及び次号において同じ。）（外国における各対象会計年度（法人税法第十五條の二に規定する対象会計年度をいう。以下この号において同じ。）の国際最低課税額に対する法人税、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に相当する税を除く。以下この号において同じ。）に関する法令（当該法人所得税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる法人所得税に関する法令）により課される税に関する申告書で各事業年度に係るものの写し

15 三5 省 略

十二項」と、「添付対象外国関係会社」とあるのは「添付不要部分対象外国関係会社」と読み替えるものとする。

（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）

第二十二條の十一の三 同 上

25 13 同 上

14 同 上

一 同 上
二 添付対象外国関係法人の各事業年度の株主資本等変動計算書、損益金の処分に關する計算書その他これらに準ずるもの

三 第一号に掲げるものに係る勘定科目内説明細書

四 添付対象外国関係法人の本店所在地国の法人所得税（施行令第三十九條の十五第一項第二号に規定する法人所得税をいう。以下この号及び次号において同じ。）（外国における各対象会計年度（法人税法第十五條の二に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額に対する法人税に相当する税、法人税法施行令第一百五十五條の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二條第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税を除く。以下この号において同じ。）に関する法令（当該法人所得税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる法人所得税に関する法令）により課される税に関する申告書で各事業年度に係るものの写し

15 五7 同 上

16 前項に規定する起算日とは、同項の添付不要部分対象外国関係法人の各事業年度終了の日の翌日から四月を経過する日を含む各事業年度の法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限の翌日をいう。

17 省 略

(令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例)

第二十二條の十九の三の二 法第六十七條の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十二條の十第一項の規定の適用については、同項中「規定は、」とあるのは、「規定は、法第六十七條の十六の二第一項の規定並びに」とする。

二 第二十二條の十の三第一項、第二項及び第八項の規定の適用については、同条第一項第一号中「内部取引（以下」とあるのは、「内部取引（法第六十七條の十六の二第一項に規定する対象国内源泉所得に係るものを除く。以下」とする。

三 第二十二條の十の六第三項の規定の適用については、同項中「規定は、」とあるのは、「規定は、法第六十七條の十六の二第一項の規定並びに」とする。

四 法人税法施行規則第六十二條及び第六十六條第一項の規定の適用については、同令第六十二條の表第五十三條（青色申告法人の決算）の項及び第六十六條第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引のうち、租税特別措置法第六十七條の十六の二第一項（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るもの以外のもの」とする。

16 前項に規定する起算日とは、同項の添付不要部分対象外国関係法人の各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各事業年度の法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限の翌日をいう。

17 同 上

(農業協同組合等の合併に係る課税の特例)

第二十二條の十九の五 施行令第三十九條の三十四の二第一号に規定する相互に関連するものとして財務省令で定める要件は、被合併法人の被合併事業（同号に規定する被合併事業をいう。）と合併法人の合併事業（同号に規定する合併事業をいう。）とが同種の事業であることとする。

(適格合併等の範囲に関する特例に係る事業関連性の判定)

第二十二條の二十 法人税法施行規則第三条の規定は、法第六十八條の二の第二項各号のいずれにも該当する合併に係る施行令第三十九條の三十四の三第一項第一号の被合併法人の当該合併前に行う主要な事業のうちのいずれかの事業と同号の合併法人の当該合併前に行う事業のうちのいずれかの事業とが同号の相互に関連することに該当するかどうかの判定、法第六十八條の二の第二項各号のいずれにも該当する分割に係る施行令第三十九條の三十四の三第二項第一号の分割法人の当該分割前に行う事業のうち当該分割により分割承継法人において行われることとなるものと同号の分割承継法人の当該分割前に行う事業のうちのいずれかの事業とが同号の相互に関連することに該当するかどうかの判定及び法第六十八條の二の第三項各号のいずれにも該当する株式交換に係る施行令第三十九條の三十四の三第四項第一号の株式交換完全子法人（法人税法第二條第十二号の六に規定する株式交換完全子法人をいう。）の当該株式交換前に行う主要な事業のうちのいずれかの事業と同項第一号の株式交換完全親法人（法人税法第二條第十二号の六の三に規定する株式交換完全親法人をいう。）の当該株式交換前に行う事業のうちのいずれかの事業とが同項第一号の相互に関連することに該当するかどうかの判定について準用する。

(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)

第二十二條の二十の二 施行令第三十九條の三十五の二第一項に規定する利益の分配の額として財務省令で定める金額は、当該事業年度において資産の流動化に関する法律第二百二十三條に規定する特定目的信託契約に基づき行われる受益権の権利者に対する金銭の分配の額から受益権調整引当額（特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十二号。以下この条において「計算規則」という。）第六十七條の利益処分計算における計算規則第六十八條の受益権調整引当益又は計算規則第七十一條第一項の損失処理計算における同項第三号に掲げる受益権調整引当益として表示された金額をいう。第四項において同じ。）を控除した金額とする。

25 省 略

(適格合併等の範囲に関する特例に係る事業関連性の判定)

第二十二條の二十 法人税法施行規則第三条の規定は、法第六十八條の二の第三項各号のいずれにも該当する合併に係る施行令第三十九條の三十四の四第一項第一号の被合併法人の当該合併前に行う主要な事業のうちのいずれかの事業と同号の合併法人の当該合併前に行う事業のうちのいずれかの事業とが同号の相互に関連することに該当するかどうかの判定、法第六十八條の二の第三項各号のいずれにも該当する分割に係る施行令第三十九條の三十四の四第二項第一号の分割法人の当該分割前に行う事業のうち当該分割により分割承継法人において行われることとなるものと同号の分割承継法人の当該分割前に行う事業のうちのいずれかの事業とが同号の相互に関連することに該当するかどうかの判定及び法第六十八條の二の第三項各号のいずれにも該当する株式交換に係る施行令第三十九條の三十四の四第四項第一号の株式交換完全子法人（法人税法第二條第十二号の六に規定する株式交換完全子法人をいう。）の当該株式交換前に行う主要な事業のうちのいずれかの事業と施行令第三十九條の三十四の四第四項第一号の株式交換完全親法人（法人税法第二條第十二号の六の三に規定する株式交換完全親法人をいう。）の当該株式交換前に行う事業のうちのいずれかの事業とが施行令第三十九條の三十四の四第四項第一号の相互に関連することに該当するかどうかの判定について準用する。

(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)

第二十二條の二十の二 施行令第三十九條の三十五の二第一項に規定する利益の分配の額として財務省令で定める金額は、当該事業年度において資産の流動化に関する法律第二百二十三條に規定する特定目的信託契約に基づき行われる受益権の権利者に対する金銭の分配の額から受益権調整引当額（特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十二号。以下この条において「計算規則」という。）第六十七條第一項の利益処分計算における計算規則第六十八條の受益権調整引当益又は計算規則第七十一條第一項の損失処理計算における同項第三号に掲げる受益権調整引当益として表示された金額をいう。第四項において同じ。）を控除した金額とする。

25 同 上